

○厚生労働省令第百四十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第六十六条の五 法第五十二条第一項第一号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売の相手方に対し、取り扱う器具又は容器包装に関する情報の提供に努めること。</p> <p>七 食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合の対応方法を定め、その方法により対応すること。</p> <p>八 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原料の仕入元、製造の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。</p> <p>九 製造した製品等の自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。</p> <p>② 法第五十二条第一項第二号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>一 令第一条で定める材質の原材料(以下この条及び次条において「原材料」という。)を使用した器具又は容器包装の製品設計においては、食品衛生上の危害の発生を防止するために管理</p>	<p>第六十六条の五 法第五十二条第一項第一号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六 作業手順を作成し、衛生管理に必要な事項を定め、及びそれらの取組内容の結果を記録するとともに、必要に応じて速やかに確認できるよう保存すること。</p> <p>七 器具又は容器包装の原材料の購入、使用及び廃棄並びに器具又は容器包装の製造、貯蔵、出荷及び廃棄に係る記録を作成し、当該器具が使用される期間又は当該容器包装に入れられ、若しくは包まれた食品若しくは添加物が消費されるまでの期間を踏まえて保存すること。</p> <p>② 法第五十二条第一項第二号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第一条で定める材質の原材料(以下この条及び次条において「原材料」という。)は、法第十八条第三項の規定に適合するものを使用すること。</p> <p>二 器具又は容器包装の製品設計にあつては、設計された製品が法第十八条第三項の規定に適合すること及びその製造工程が同条第一項の規格又は基準に適合していることを確認すること。</p> <p>三 必要に応じて食品衛生上の危害の発生又は危害が発生するおそれを予防するための措置を分析し、管理が必要な要因を特定すること。</p>

が必要な要因を特定すること。

二 前号の管理が必要な要因については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な製造及び管理の水準（以下「管理水準」という。）並びに管理方法を定めること。

三 原材料及び器具又は容器包装が適切な管理水準を満たすこと及び適切な管理方法に適合することを確認すること。

四 製造する器具又は容器包装については、使用方法その他食品衛生上の危害の発生の防止のために販売先に提供する必要がある情報を管理すること。

五・六 （略）

七 前各号に規定する取組の内容に関する書面とその実施の記録を作成し、適切な期間保存すること。

四 前号の管理が必要な要因については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な製造及び管理の水準（以下「管理水準」という。）及び管理方法を定め、適切に管理すること。

五 原材料及び器具又は容器包装が適切な管理水準を満たすこと（新設）を確認すること。

六・七 （略）

八 製造に使用した原材料及び製造した器具又は容器包装の一部（新設）を必要に応じて保存すること。

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。